


光市記者発表資料

令和8年3月25日

件名	光市高齢者バス・タクシー等運賃助成事業の実施について
内容	<p>このことについて、下記のとおり実施します。</p> <p>1 趣旨</p> <p>運転免許証を要する交通用具（車やバイクなど）での移動が困難な高齢者に対して、移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出するため、路線バス、タクシー、離島航路利用時の運賃の一部を助成する運賃助成券を交付します。</p> <p>2 対象者</p> <p>光市に居住し、次の①②の両方の条件を満たす方</p> <p>①満65歳以上の高齢者</p> <p>②自動車運転免許証を保有していない（返納または不取得）。</p> <p>ただし、次に該当する方は申請できません。</p> <ul style="list-style-type: none">・光市福祉タクシー利用券の交付を受けた方・在宅寝たきり老人リフト付きタクシー利用券の交付を受けた方・離島航路定期船運賃補助金の交付を受けた方 <p>3 助成券</p> <p>48枚9,600円分（200円/枚）</p> <p>※10月以降の申請は24枚4,800円分</p> <p>4 使用期間</p> <p>令和8年4月15日（水）から令和9年3月31日（水）まで</p> <p>5 使用方法</p> <p>防長バス、光市役所前～周南市熊毛地域方面バス、ひかりぐるりんバス、光市営バス、周南近鉄タクシー、西部光タクシー、大和タクシー、岩田タクシー、うしま丸（室積牛島航路）に市内で乗降する場合に使用できます。</p> <p>6 使用枚数</p> <p>(1) バス…1乗車につき1枚のみ使用可能</p> <p>(2) タクシー…1乗車につき3枚まで使用可能</p> <p>(3) うしま丸…1乗船につき3枚まで使用可能</p> <p>7 申請について</p> <p>前年度に助成券の交付を受けた方は、4月上旬に助成券をゆうパックで送付しますので申請は不要です。令和8年度に初めて申請する方は、下記連絡先にお電話ください。</p> <p>※詳細は市ホームページに掲載しています。</p> <div style="text-align: right;"><p>市ホームページ</p></div>
問合せ先	
	担当課 都市政策部公共交通政策課 担当者 山根 電話 0833-72-8980